

東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年 月 日

東大和市長

東大和市規則第 号

東大和市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東大和市手数料条例施行規則（昭和 5 1 年規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「条例第 5 条第 2 項」を「東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則（平成 2 8 年規則第 3 号）第 5 条第 1 項」に、「多機能端末機」を「多機能端末機等」に、「市長が別」を「同規則」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。